

# 適切な意思決定支援に関する指針

## 1. 基本方針

当院では、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を踏まえ、患者・家族等の意思決定を尊重し適切な医療・ケアを行うものとする。患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、最善の医療およびケアの提供が行えるよう推進するものとする。

(注1):「家族等」:患者にとって大切な方々や人生の最終段階の本人を支える存在であるが、法的な意味での親族のみを意味せず、親しい友人等を含むより広い範囲の人、複数人存在することもある。

## 2. 『人生最終段階』の定義

- (1) 癌末期のように、予後が数日から長くとも2~3ヶ月と予測ができる場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰等数ヶ月から数年にかけて死を迎える場合

## 3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- 患者が自身のことを考え、選択し、「こうありたい」という意思を示しやすいよう適切な情報を提供する。
- 意思は経過や状況とともに変化しうるものと考え、患者自身がそのときどきの意思を表し、伝えることができるように支援する。そのうえで繰り返し話し合い、医療・ケアの方針を決定する。
- 患者が意思を伝えられなくなる可能性も考慮し、事前に患者の信頼がおける人に患者の意思の伝達者を決めておくことを勧める。
- 可能な限りつらい痛みやその他の不快な症状を十分に緩和し、患者や家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- 話し合った内容は、その都度カルテに分かりやすく記載し、本人にとっての最善の医療・ケアの提供のために患者や家族等と医療・ケアチームで共有できるように努める。

## 4. 医療・ケア方針の意思決定支援の基本方針

### (1) 本人の意思が確認できる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明を行う。そのうえで本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人により意思決定を基本とする。

### (2) 本人の意思が確認できない場合

- ① 家族が本人の意思を推定できる場合には、主治医より家族に十分説明を行い、その推定意思を尊重し、医療・ケアチームと共に検討し慎重に決定する。
- ② 家族が本人の意思を推定できない場合は、本人にとって何が最善であるかについて家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、本人にとっての最善の治療方針を検討・決定する。